

フレッドペリー並行輸入事件

1、事件の概要

原告ヒットユニオンは、英国法人FPS社より日本におけるフレッドペリーの商標権の譲渡を受け、その100%子会社であるFPH社を設立してFPS社が有するわが国以外のすべての商標権を継承した。

被告スリーエムは、シンガポールにおけるFPS社のライセンサーであるオシア社より、フレッドペリーの商標が付された商品（本件商品）を並行輸入・日本で販売していた。これらの商品はオシア社がライセンス契約に違反して下請け製造していたものであった。

2、原告の請求

- ・ 本件商品等の輸入販売の差し止め及び廃棄（商標法 § 36）
- ・ 損害賠償（民法 § 709）
- ・ 謝罪広告（商標法 § 39、特許法 § 106）

3、争点

スリーエムによる本件商品の輸入販売行為がヒットユニオンの有する商標権を侵害する行為にあたるかどうか。